（事業報告書の作成）

第十三条の二　（略）

2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　機構の目的及び業務内容

二　国の政策における機構の位置付け及び役割

三　中期目標の概要

四　理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略

五　中期計画及び年度計画の概要

六　持続的に適正なサービスを提供するための源泉

七　業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策

八　業績の適正な評価に資する情報

九　業務の成果及び当該業務に要した資源

十　予算及び決算の概要

十一　財務諸表の要約

十二　財政状態及び運営状況の理事長による説明

十三　内部統制の運用状況

十四　機構に関する基礎的な情報

（削る）

（独立行政法人労働者健康安全機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第七条　独立行政法人労働者健康安全機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年厚生労働省令第五十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（対応する収益の獲得が予定されない承継資産）	
第十一条の四　厚生労働大臣は、機構が承継する資産のうち棚卸資産及び前払費用について当該資産から生ずる費用に相当する額（次項において「費用相当額」という。）に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、その承継までの間に限り、当該資産を指定することができる。	
2　前項の指定を受けた資産に係る費用相当額については、費用は計上せず、費用相当額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。	
（財務諸表）	
第十二条　機構に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。	（新設）
（事業報告書の作成）	（財務諸表）
第十二条の二　（略）	**第十二条**　機構に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。
2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	（事業報告書の作成）
一　機構の目的及び業務内容	**第十二条の二**　（略）
二　国の政策における機構の位置付け及び役割	2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
三　中期目標の概要	一　機構に関する基礎的な情報
	イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の機構の概要
	ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地